

動物の適正飼養等推進に係る研究会  
検討結果報告書

平成27年3月

## 動物の適正飼養等推進に係る研究会 委員名簿

(○は座長。順不同。敬称略。)

分野	氏名	役職
学識経験者	大森 慈子	仁愛大学人間学部心理学科教授
○ 獣医師会	柴田 晴夫	公益社団法人 福井県獣医師会会長
動物病院	墨崎 雄一郎	たけふ動物医療センター院長 (公益社団法人 福井県獣医師会開業部会長)
学校教育	吉村 隆之	鯖江東小学校校長
販売等業者	大聖寺谷 敏	一般社団法人全国ペット協会副会長 (学校法人 国際ビジネス学院グループ理事長)
愛護団体	坂川 逸海	公益社団法人日本愛玩動物協会福井県支部長
家庭・地域	清水 武士	福井県民生委員児童委員協議会副会長
	田村 洋子	福井県連合婦人会長
市町	竹内 康真	福井市福祉保健部保健センター所長
	館 幸士郎	越前市市民生活部市民課長
	田辺 辰浩	敦賀市市民生活部環境・廃棄物対策課長

## 動物の適正飼養等を一層推進するための施策について

減少傾向にあるとはいえ、平成25年度1年間に県内では約550頭の犬猫が殺処分されており、特に飼い主や保護した第三者からの引取り、放浪犬の保護等により収容された頭数が全国平均よりも多い傾向がみられる。また、放し飼い・糞の放置・鳴き声などに起因する苦情も年間500件余り寄せられている。

このような殺処分や動物に起因する苦情を削減し、「人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井」を実現するためには、その根底である飼い主の正しい飼い方の理解と実行、野良猫対策、収容された犬猫の返還・譲渡の一層の推進が重要である。このため、本研究会で検討した以下の施策について、可能なものから速やかに実施していくよう提言する。

### 1 飼い主の適正飼養の推進

#### (1) 情報発信・相談応需の強化

##### ①市町・関係団体等との連携強化

地域住民と密接な関係にある市町、関係団体および事業者等と連携して、様々な手段による普及啓発に取り組む必要がある。

動物愛護推進員を委嘱し、その活動（動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深める活動等）を推進する必要がある。

##### ②ポータルサイト※<sup>1</sup>の開設

県民が求める情報にアクセスしやすいよう、県の動物愛護管理に関する様々な情報を集約したポータルサイトを構築すべきである。

##### ③ターゲットに応じたツールの活用

普及啓発にあたっては、対象となる年代等のターゲットに応じた情報ツールを活用する必要がある。

##### ④相談窓口の充実強化

県民からの困りごとや飼養相談に応じ、必要な指導や教育を行う動物に関する総合窓口を設けるべきである。

#### (2) 安易な飼養開始の防止

##### ①飼養開始前の要検討事項の啓発

安易に飼養を開始したために想定外の問題に遭遇して、飼養の継続を断念するといった、動物にとっても飼い主にとっても不幸なケースを防ぐため、チェックシートの作成等により動物を飼養する際に確認しなければならない事項についての一層の啓発が必要である。

---

※1 ポータルサイト

インターネットへアクセスする際に、各種サービスやコンテンツなどへ案内する役割を持ったWebサイトのこと。また、特定のジャンルに特化し、そのジャンル内における各種情報を総合的に案内するタイプのWebサイトを、ポータルサイトと形容する場合がある。

また、多くの県民がペットを入手する動物販売業者から飼養希望者にそれらの事項が適切に伝達される必要がある。

## ②学校での教育

動物の適正飼養やその生理、習性に関する正しい知識の啓発、動物との触れ合いを通じた命の尊さの教育は、動物に対する先入観のない子供に対して行うことが効果的であり、教育委員会、獣医師会等との連携を図り、学校飼育動物活動の推進や幼児対象どうぶつあいご教室の実施、社会科見学等での学習に積極的に取り組む必要がある。

## (3) 飼い主講習会の推進

譲渡前講習会に加え、しつけ方教室の定期開催などにより既存飼主の研修を推進する必要がある。また、研修の実施にあたっては、県民が見たり触れたりしながら楽しみ、自然に吸収できるような体験型の研修や飼い主検定など、受講を促し身になる仕組みを検討するべきである。

## (4) 不妊去勢の徹底

### ①不妊去勢の効果の啓発

望まない繁殖を防止することに加え、性ホルモンに関する病気のリスクが低くなる、発情期特有の困った行動がなくなる等の利点と併せて啓発し、不妊去勢の実施を推進するべきである。また、状況に応じて飼い主の不妊去勢を実施する動機づけとなるようなメリットの創設についても検討する必要がある。

### ②譲渡犬猫の全頭不妊去勢の実施

県が譲渡する犬猫については、不妊去勢を施したうえで譲渡することにより、その必要性を普及啓発できる体制を整備すべきである。

### ③販売時の説明

多くの県民がペットを入手する動物販売業者から、販売時に不妊去勢の効果等についての説明が徹底されるよう、業界団体や販売業者に対する働きかけが必要である。

## (5) ペットの所有者明示の推進

### ①市町・関係団体等との連携強化

所有者明示の重要性について集合注射会場、動物病院、ペット美容室での啓発や市町広報誌等で広報するとともに、関係団体等と協力し、迷子札やホルダー等の配布等も進めていく必要がある。

### ②マイクロチップ<sup>※2</sup>の装着推進

マイクロチップ特有の利点を啓発し、装着を推進するべきである。また、状況に応じて飼い主がマイクロチップ装着を実施する動機づけとなるようなメリットの創設に

※2 マイクロチップ

動物の個体識別を目的とした電子標識器具。直径2<sup>ミリ</sup>、長さ11<sup>ミリ</sup>の円筒形の生体適合ガラスの中に、15桁の固有番号を記憶したICチップおよび電磁コイルが封入されている。



についても検討する必要がある。

県が譲渡する犬猫については、マイクロチップを装着したうえで譲渡することにより、その必要性を普及啓発できる体制を整備すべきである。販売される犬猫についても、マイクロチップを装着したうえでの販売が推進されるよう、業界団体や販売業者に対する働きかけが必要である。

## (6) 飼い主の動物愛護意識の向上

### ① 飼い主手帳の作成配布

予防注射の履歴や犬猫の基本的な情報記入ができ、正しい飼い方や必要なしつけなどの豆知識等を掲載した飼い主手帳を作成し、広く啓発に活用すべきである。

### ② しつけ方教室の開催

犬猫による迷惑行為や咬傷事故等の危害は、飼い主が正しい飼い方を理解していないことや、社会に適応させる「しつけ」を行っていないことが大きな原因である。飼い主が動物の習性等を学び、正しい飼い方やしつけの仕方を実体験できる「しつけ方教室」の機会を設けるべきである。

### ③ 災害への備え

飼い主は、災害に備え普段から備えるべきこと、災害時に取るべき行動について理解しておく必要がある。それらについて飼い主講習会等で教育・周知を図るべきである。また、ペットとの同行避難訓練の実施を促すなど、災害時対策の必要性の普及啓発を推進する必要がある。

## (7) 引取りの厳格化

動物の引取りを求める者に対し、やむを得ない理由によるものか確認を徹底するとともに、継続飼養や譲渡先を見つけるために必要な指導等を徹底すべきである。

また、安易な引取依頼の抑制手段として引取手数料の高額化も考えられるが、一方で遺棄助長の可能性もあるため、導入にあたっては遺棄の防止対策と併せて慎重に検討する必要がある。

## 2 野良猫対策の推進

### (1) 普及啓発の強化

近隣への迷惑防止だけでなく、事故や病気の予防などの利点を含めて周知を図り、飼い猫の屋内飼養を推進する必要がある。また、安易な餌やり行為を防止するため普及啓発が必要である。

### (2) 猫の不妊去勢の徹底

猫は繁殖能力が高いため、不幸な命を産ませないための不妊去勢が特に重要であり、1 (4) に記載した対策を推進する必要がある。

### (3) 地域猫<sup>※3</sup>・TNR活動<sup>※4</sup>の推進

地域猫活動やTNR活動を行うためのルール作りを進め、地域猫活動等を推進すべきである。また、対象猫の不妊去勢を円滑に行えるような体制の整備を検討する必要がある。

## 3 収容動物の返還・譲渡の推進

### (1) 収容動物の情報発信の充実

飼い主や飼養を希望する県民がその情報に触れやすいように、収容動物に関する情報の一元化や市町、関係団体および事業者等と連携した情報提供を行うべきである。

### (2) ペットの所有者明示の推進

所有者に関する情報が確認できれば、保護した動物を飼い主にすみやかに返還することができることから、1 (5) に記載した対策を推進する必要がある。

### (3) 譲渡の推進

#### ①譲渡対象犬猫の健康・安全の保持

譲渡対象動物が安全かつ快適に過ごせるよう、収容施設は検疫のためのスペースや犬猫別に区分した飼育室を備えるべきである。

#### ②譲渡犬猫の魅力アップ

譲渡される可能性を高めるため、譲渡対象動物の不妊去勢、マイクロチップ装着、基本的なしつけや衛生管理等を実施できる体制を整えるべきである。

#### ③長期収容、常時譲渡の実施

一頭でも多くの犬猫に新しい飼い主に見つかるよう、より長期間の飼養や常時譲渡を実施できる体制を整えるべきである。

#### ④譲渡を支えるボランティアの育成

収容された犬猫の世話や管理等を依頼することができるボランティアスタッフや一時飼養ボランティア等の育成を推進する必要がある。

---

#### ※3 地域猫活動

地域猫は、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のこと。

地域猫活動は、その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる取組み。

#### ※4 TNR活動

地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)活動。

## 動物愛護センターのあり方について

本県では、各健康福祉センターを中心として、動物の愛護管理業務が進められており、これまでに収容動物の返還や譲渡等の動物の管理に係る施策に一定の成果が認められる。

しかしながら、今後、本県の動物愛護管理行政をより一層推進するためには、拠点となる動物愛護センター（以下、「愛護センター」という。）を整備し、飼い主の適正飼養推進をはじめとする施策を幅広く展開すべきである。また、動物を飼っている人のみならず、すべての人が動物への理解を深めるための施設として、多くの県民に活用される施設とするべきであり、そのあり方について、本研究会として以下のとおり取りまとめた。

### 1 目的

高齢化や少子化に伴い、人と動物の関わりはより重要なものになっている。愛護センターは、無責任な飼い方をする飼い主や殺処分される不幸な命をなくし、動物の癒しの力により県民がやさしさや安らぎの心を育むことにより、「人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井」を実現していくための拠点施設になることを目的とするべきである。

### 2 機能

上記の目的を達成するため、愛護センターが目指すべき機能や役割について次のとおり提言する。

なお、動物愛護や動物の適正飼養の推進と殺処分は表裏一体であり、県民が不適切な飼養等の結果として多くの犬や猫が殺処分されている現実を理解した上で、殺処分をいかに減少させていくかを真剣に考えてもらうことが重要であるが、愛護センターの機能として殺処分を含めるかどうかについては、周辺住民に迷惑施設と受け止められることも懸念されることから、設置場所の選定等と併せて慎重に検討するべきである。

#### (1) 学びの場

##### ① 県民参加の普及啓発

県の動物愛護管理に関する情報発信拠点として、ポータルサイトの開設など様々な情報ツールの活用に加え、愛護センターで見たり触れたり楽しみながら自然に吸収できるような県民参加型の普及啓発を行えるようにするべきである。

##### ② 実技体験による飼い主教育

飼い方やしつけ方の各種講習会を実施し、飼い主が実技を通じて自然に吸収できるような実技体験型の教育を実施できるようにするべきである。

##### ③ 総合相談の窓口

県民からの困りごとや飼養相談に応じ、必要な指導や教育を行う動物に関する総合相談窓口の役割を担えるようにするべきである。

##### ④ 命の尊さの教育

子供達が動物とのふれあいを通じてやさしい心を育み、命の大切さを学ぶことが

できるよう、情操教育の一環としてふれあい事業や体験学習等の受入を行えるようにするべきである。

## (2) つながる場

### ①地域社会との連携

環境美化等の地域活動の推進や動物に起因する問題の解決に向けた支援を行えるようにするべきである。

### ②野良猫対策の推進

無責任な餌やりの防止や地域猫活動等に関する普及啓発、地域猫活動の対象猫に対する不妊去勢を実施するなど、地域の野良猫対策を支援できるようにするべきである。

### ③ボランティア・関係団体との協働

愛護活動に関心を持ち動物愛護ボランティアに参加したいと考える県民が知識・技術や学びボランティアとして活動できるよう支援し、県内で熱心に活動する愛護団体等を含めた情報交換・情報発信等の活動拠点の役割を担えるようにするべきである。

## (3) 命を救う場

### ①譲渡対象犬猫の健康・安全の保持

譲渡対象動物が安全かつ快適に過ごせるよう、検疫のためのスペースを設け、犬猫別に区分した飼育等を行えるようにするべきである。

### ②譲渡犬猫の魅力アップ

譲渡の可能性を高めるため、譲渡対象動物の不妊去勢、マイクロチップ装着、基本的なしつけや衛生管理等を実施できるようにするべきである。

### ③長期収容、常時譲渡の実施

一頭でも多くの譲渡対象動物に新しい飼い主に見つかるよう、より長期間の飼育や常時譲渡を実施できるようにするべきである。

### ④災害時対策

災害に備え普段から備えるべきこと、災害時に取るべき行動について飼い主講習会等で教育・周知を行えるようにするべきである。

災害発生時には被災動物の保護や援助物資の保管配布等を行う対応の拠点の役割を担えるようにするべきである。

## (4) 活用する場

### ①動物の癒しの力の活用

動物介在活動（いわゆるアニマルセラピー）のモデル動物や活動を実施する人材を育成し、福祉施策の一環として、高齢者や障害者施設の動物訪問事業を実施できるようにするべきである。

また、教育委員会等と連携して、ひきこもりや学校になじめない児童・生徒を対



象に、動物の世話やしつけ、ふれあい体験等を通じた自立支援を行えるようにするべきである。

### ②教育機関と連携した調査研究

大学等と連携し、「動物との関わり方による心理学的効果」等愛護センターの実施事業に関する調査研究を実施できるようにするべきである。

### ③善意の活用

愛護センターの運営に、動物愛護に高い関心と志を持つ方にボランティアスタッフとして協力いただくほか、サポーター会員の募集など、事業に協力・援助いただける仕組みの導入を検討するべきである。

## 3 配置等

愛護センターは、保健所との併設ではなく新たな位置づけの施設とするべきである。  
なお、設置場所の選定にあたっては、公有地での整備のほか廃校や空庁舎等の活用も含めて検討するべきである。

